

○鳥取県警察遺失物取扱規程

平成19年12月4日

本部訓令第25号

注 令和8年1月から改正経過を注記した。

鳥取県警察遺失物取扱規程を次のように定める。

鳥取県警察遺失物取扱規程（平成元年鳥取県警察本部訓令第10号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）、遺失物法施行令（平成19年政令第21号）及び遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、遺失物等の取扱いに関し必要な手続を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令において「交番等」とは、次に掲げる施設をいう。

- (1) 幹部派出所
- (2) 交番及び駐在所
- (3) 警備派出所
- (4) 警察本部に設けられた組織の施設のうち、交番に準じて物件の取扱いを行う必要があるものとして別表の左欄に掲げるもの
- (5) その他物件の取扱いを行う必要があると警察署長（以下「署長」という。）が認める施設

（物件の提出を受ける窓口）

第3条 法第4条第1項又は第13条第1項の規定による提出（以下「提出」という。）は、警察署又は交番等において受けるものとする。

なお、提出は、鳥取県公安委員会等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和3年鳥取県公安委員会規則第4号）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法によって、電磁的記録により受けることができる。

（物件の提出を受けたときの措置）

第4条 提出を受けたときは、当該提出を受けた物件（以下「提出物件」という。）に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を遺失物等に関する管理システム（以下「システム」という。）に登録して受理番号を取得した上、拾得物件控書（規則別記様式第1号。以下「控書」という。）及び拾得物件預り書（規則別記様式第2号。以下「預

り書」という。)を作成し、提出をした拾得者又は施設占有者(以下「提出者」という。)に預り書を交付しなければならない。

- 2 法第17条に規定する特例施設占有者に係る保管物件(以下「保管物件」という。)の届出の受理は、警察署においてシステムに登録して行うものとする。
- 3 現金(他の物件に在中しているものを含む。以下同じ。)の提出を受けたときは、提出者の面前で、現金収納袋(様式第1号)に当該現金を収納し、封をしなければならない。この場合において、提出者が預り書を受領しないまま立ち去ろうとするときは、現金収納袋の現金受取票を作成して、これを提出者に交付するものとする。
- 4 前項に定めるもののほか、現金収納袋に収納された現金の警察署における確認、現金収納袋に収納された現金の交番等における遺失者への返還その他現金収納袋に収納された現金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。
- 5 規則第6条第1項の規定による確認は、システムにより行うものとする。
- 6 規則第6条第1項の規定による確認の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届がなされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書(規則別記様式第11号)の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。
- 7 交番等においては、提出物件を、控書及び拾得物件・遺失物件取扱簿(様式第2号)とともに、速やかに署長に送付するものとする。ただし、提出物件を送付することができない特別の事情があるときは、署長の指揮を受けて、提出物件を適切に保管するための必要な措置を執るものとする。
- 8 前項本文の規定による送付は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行うものとする。
  - (1) 交番及び警備派出所 勤務員の交替時に送付すること。
  - (2) 幹部派出所及び駐在所 7日以内に送付すること。
  - (3) 別表の左欄に掲げる施設 別表の中欄に定める方法により、速やかに送付すること。
- 9 前2項の規定にかかわらず、高額な物件、危険物その他の交番等において適切に保管することが困難であると認められる物件の提出を受けたときは、署長の指揮を受けて、直ちに当該物件を控書とともに、署長に送付するものとする。

(施設において拾得された物件の取扱い)

第5条 施設において物件(埋蔵物を除く。)の拾得をした拾得者(当該施設の施設占有者を除く。)が、警察署又は交番等に当該物件を持参した場合において、当該施設の施設占有者の同意が得られたときは、当該施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出

があったものとして取り扱うものとする。

- 2 前項の規定により提出を受けたときは、当該提出を受けた物件の種類及び特徴並びに拾得の日時及び場所を同項の同意をした施設占有者に通知するものとする。
- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、警察施設において物件（埋蔵物を除く。）の拾得をした拾得者（当該警察施設の施設占有者を除く。）が、当該警察施設の施設占有者に当該物件を交付した場合は、当該警察施設の施設占有者から法第13条第1項の規定に基づく提出があったものとして取り扱うこととし、預り書を拾得者宛てに作成して、これを交付するものとする。

（遺失届の受理）

第6条 遺失届の受理は、警察署又は交番等において行うものとする。

（遺失届を受理したときの措置）

第7条 遺失届を受理したときは、当該遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項をシステムに登録して受理番号を取得した上、遺失届出書（規則別記様式第3号）を作成し、届出者に記載内容の確認及び署名を求めるものとする。ただし、遺失届出書に届出者が署名することができない事情がある場合は、遺失届出書の備考欄にその理由を記載するものとする。

- 2 規則第7条第1項の規定による確認は、システムにより行うものとする。
- 3 規則第7条第1項の規定による確認の結果、遺失届に係る物件について、提出又は法第17条の規定による届出がなされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容と当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。
- 4 交番等においては、遺失届出書を、拾得物件・遺失物件取扱簿とともに速やかに署長に送付するものとする。
- 5 第4条第7項の規定は、前項の規定による送付について準用する。
- 6 遺失者がシステムに必要事項を入力するなどして遺失届をオンラインで行った場合には、遺失者が登録等を行った電磁的記録を警察署において受理する際に紙面に出力することとし、当該出力したものを遺失者から届け出られた遺失届出書とみなす。

（特異な物件に係る遺失届を受理したときの措置）

第8条 署長は、爆発物、銃砲等、刀剣類、火薬類その他の物件であって早期に発見しなければ地域住民に危険を及ぼし、又は犯罪に使用されるおそれがあるものに係る遺失届を受理した場合において、必要があると認めるときは、当該事案担当課へ速報するとともに、生活安全部通信指令課に対する手配の依頼、地域住民への広報その他の必要な措置を執る

ものとする。

(拾得物件一覧簿等の作成)

第9条 規則第4条第1項の規定による拾得物件一覧簿(様式第3号)は、提出物件に関する事項をシステムに登録することにより作成するものとする。

2 規則第4条第2項の規定による特例施設占有者保管物件一覧簿(様式第4号)は、保管物件に関する事項をシステムに登録することにより作成するものとする。

3 規則第5条第2項の規定による遺失届一覧簿(様式第5号)は、遺失届に係る事項をシステムに登録することにより作成するものとする。

(システムによる遺失届の有無の調査等)

第10条 法第8条第1項(法第13条第2項及び法第18条において準用する場合を含む。)

の規定による通報、規則第6条第2項の規定による照会並びに規則第10条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

2 規則第6条第2項の規定による照会の結果、提出物件又は保管物件に係る遺失届が他の署長(他の都道府県警察の署長を含む。以下同じ。)になされていたことが判明したときは、当該提出物件又は当該保管物件に係る保管物件届出書の内容と当該遺失届出書の内容とを照合するものとする。

(システムによる提出物件の有無の調査等)

第11条 規則第7条第2項の規定による照会並びに規則第8条第1項の規定による報告及び同条第2項の規定による通報は、システムにより行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による照会の結果、遺失届に係る物件の提出又は保管物件についての届出が他の署長になされていたことが判明したときは、当該遺失届出書の内容を当該他の署長に通知し、通知を受けた当該他の署長は当該提出物件又は当該届出に係る保管物件届出書の内容とを照合するものとする。

3 前条及びこの条に定めるもののほか、システムへの登録、システムによる照会その他システムの運用に関し必要な事項は、別に定める。

(システムが利用できない場合の措置)

第12条 システムが利用できない場合に提出を受けたときは、次の各号に掲げる措置を執るものとする。

(1) 提出物件に係る法第7条第1項各号に掲げる事項その他必要な事項を署長に報告するとともに、当該提出物件に係る受理番号を照会し、控書及び預り書を手書きで作成の上、提出者に預り書を交付するものとする。

- (2) 前号の規定により控書及び預り書を作成したときは、速やかに提出物件に係る必要事項をシステムに登録し、その登録状況を明らかにしておかなければならない。
  - (3) 第1号の規定による報告をするときは、あわせて、規則第6条第1項の規定により提出物件に係る遺失届の有無を照会するものとする。
  - (4) 第4条第6項の規定は、前号の規定による照会について準用する。
  - (5) 第1号の規定による報告及び照会は、執務時間中であつては警察署の会計課長を、それ以外の時間にあつては警察署の当直長を経て行うものとする。
- 2 システムが利用できない場合に遺失届を受理したときは、次の各号に掲げる措置を執るものとする。
- (1) 遺失届に係る規則第5条第2項第2号及び第3号に掲げる事項を署長に報告するとともに、当該遺失届に係る受理番号を照会するものとする。
  - (2) 遺失届出書については、遺失者が自書することを原則とするが、遺失者の自書により難い事情があるときは、職員が遺失届出書を代書することにより受理するものとする。この場合において、遺失者が自書することのできないやむを得ない事情がある場合は、その旨を遺失届出書の備考欄に記載するものとする。
  - (3) 前号の規定により遺失届を受理したときは、速やかに遺失届出書に係る必要事項をシステムに登録し、その登録状況を明らかにしておかなければならない。
  - (4) 第1号の規定による報告をするときは、あわせて、規則第7条第1項の規定により遺失届に係る提出物件又は保管物件の有無を照会するものとする。
  - (5) 第7条第3項の規定は前号の規定による照会について、前項第5号の規定は第1号の規定による報告及び照会について、それぞれ準用する。

(システムが利用できない場合における拾得物件一覧簿等の作成)

第13条 システムにより作成する拾得物件一覧簿及び遺失届一覧簿とは別に、警察署に拾得物件一覧簿及び遺失届一覧簿を備え付けるものとする。

- 2 第9条第1項及び第3項の規定にかかわらず、前条の規定により提出を受け、又は遺失届を受理したときは、前項の拾得物件一覧簿又は遺失届一覧簿により必要な処理を行うものとする。

(送付前返還)

第14条 交番等において、提出物件を受理し、署長へ提出物件を送付する前に遺失者が判明したときは、あらかじめその旨を署長に報告するとともに、規則第20条第1項各号に規定する方法により当該物件の遺失者であることを確認し、受領書(規則別記様式第8号)

を徴した上、送付前返還をすることができる。ただし、その物件の金額又は評価額が50,000円以上であるときは、署長の指揮を受けなければならない。

- 2 交番等において送付前返還を行ったときは、速やかに関係書類を署長に送付するものとする。
- 3 前2項の規定は、警察署の当直において提出物件を受理したもの及び交番等から送付され保管中の提出物件について、遺失者が判明した場合において準用する。

(提出物件の保管)

第15条 警察署においては、提出物件の亡失、滅失又は毀損を防止するため、確実に施錠できる錠を備えた保管庫への保管その他の必要な措置を執るものとする。ただし、警察署において保管が困難な物件については、当該物件を適切に保管することができると認められる者から拾得物件保管(飼育)委託書兼受託書(様式第6号)を徴した上、その者に当該物件の保管を委託することができる。

- 2 警察署の会計課は、提出物件(現金を除く。)に拾得物件整理票(様式第7号)を付し、適切な方法で保管しなければならない。
- 3 規則第17条の規定による現金の預託は、手元保管高が、記念硬貨等別に保管を要するものを除き、次表の金額以上に達したときに、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号)第106条に規定する指定金融機関等に決済用普通預金として速やかに預託するものとする。ただし、署長が次表の金額以上の現金を保管する必要があると認める場合は、必要最低限の期間、これを保管することができる。

警察署名	手元保管可能額
鳥取警察署及び米子警察署	400,000円
倉吉警察署及び境港警察署	200,000円
その他の警察署	100,000円

- 4 第1項の規定にかかわらず、手元保管金、有価証券その他特に貴重な物件、個人情報関連物件及び遺失者の権利の保護の観点から特に慎重な取扱いを要する物件については、確実に施錠できる錠を備え、かつ、他の種類の物件と区分された専用の保管庫等に保管するものとする。ただし、自転車その他のその形状等により保管庫に保管することが適当でない物件は、当該物件を鎖でつなぐことその他の確実な方法で保管すること。
- 5 第1項及び前項の規定は、交番等において提出を受けたのち、第4条第8項の規定による送付を行うまでの間における提出物件の保管について準用する。

(令8本部訓令2・一部改正)

(提出物件の売却等)

第16条 法第9条の規定による売却及び法第10条の規定による処分は、拾得物件売却（処分）伺書（様式第8号）を作成し、警察署において行うものとする。ただし、提出物件が滅失し、又は毀損するおそれがある場合であって、法第9条第1項の規定による売却ができない物であると明らかに認められるときは、署長の指揮を受けた上で、交番等においてこれを廃棄することができる。この場合において、拾得物件売却（処分）伺書の作成を省略したときは、その旨を控書の備考欄に記載するものとする。

- 2 前項の規定により売却を行うときは、あらかじめ、当該物件の所有権を取得する権利を有する者に拾得物件売却通知書（様式第9号）により、その旨を通知するものとする。
- 3 第1項の規定による売却を行ったときは、物件売却書（規則別記様式第6号）を作成するとともに、購入者に対し、受領書の提出を求めるものとする。
- 4 第1項の規定により処分を行うときは、あらかじめ、当該物件の所有権を取得する権利を有する者に拾得物件処分通知書（様式第10号）により、その旨を通知するものとする。ただし、第1項ただし書の規定により物件を廃棄する場合その他やむを得ない事情がある場合は、電話等により通知を行うことができるものとし、この場合においては、その旨を控書等に記載し、又は記録するものとする。
- 5 第1項の規定による処分を行ったときは、物件処分書（規則別記様式第7号）を作成するものとする。

(保管中の提出物件の保全)

第17条 署長は、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）及びスポーツ振興投票の実施等に関する法律（平成10年法律第63号）に規定する証券等のほか、勝馬投票券等で、保管中に払戻期間又は引取期間が満了するものについては、その期間の満了前に現金と引き換えておく等保全に必要な処分を行うものとする。

- 2 前項の規定により、保全に必要な処分を行うときは、物件換価伺い（様式第11号）を作成するものとする。

(提出物件を返還しようとする場合等における通知の方法)

第18条 規則第18条第1項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、遺失物確認通知書（様式第12号）により行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、物件を直ちに返還する必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、電話等により通知を行うことができる。この場合において、電話等により通知を行ったときは、その旨を控書等に記載し、又は記録するものとする。

- 3 規則第18条第2項の規定による通知（次項において「通知」という。）は、遺失者判明（返還）通知書（様式第13号）により行うものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、物件を提出した拾得者又は施設占有者が所在しており、その面前で通知を行ったとき又は電話等により通知を行ったときは、その旨を控書等に記載し、又は記録するものとする。
- 5 規則第18条第4項の規定による通知（次項及び第7項において「通知」という。）は、物件の所有権を取得する権利を有する者には権利取得通知書（様式第14号）により、その物件に対して法第27条第1項の規定により費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者には費用請求権通知書（様式第15号）により、それぞれ行うものとする。
- 6 規則第18条第5項の規定による物件の引取期間等を記載した預り書を交付しているときは、前項の通知に代えるものとする。ただし、法第32条第1項の規定により物件の所有権を取得した拾得者又は施設占有者若しくはその物件に対して法第27条第1項の規定により費用を請求する権利を有する拾得者又は施設占有者に対しては、前項に準じた通知を行うものとする。
- 7 第5項の規定にかかわらず、物件を直ちに引き渡す必要がある場合その他やむを得ない事情がある場合は、電話等により通知を行うことができる。この場合において、電話等により通知を行ったときは、その旨を控書等に記載し、又は記録するものとする。

（送付による提出物件の返還及び引渡し）

- 第19条 署長は、遺失者から送付による提出物件の返還を求められたときは、送付先住所、氏名、連絡先、送付方法及び送付料金の支払方法を確認して、提出物件を送付するものとする。拾得者から送付による提出物件の引渡しを求められたときも同様とする。
- 2 送付に要する費用は、遺失者及び拾得者の負担とされていることから、着払いにより物件を送付する方法をとるなど円滑に費用の負担がなされる方法をとることとし、その旨を送付の申出がなされた際に教示すること。

（本部施設における取扱い）

- 第20条 第2条第4号の施設において、当該施設の職員が物件を取り扱った場合は、別表の中欄の規定により引継ぎを行うまでの間、同表の右欄に定める署長の指揮監督を受けて取扱いを行うものとする。

（出納の確認）

- 第21条 署長は、日計表（様式第16号）及び保管金・保管物品出納簿（様式第17号）を備え付けることにより、常にその出納を明らかにしておくものとし、日計表及び保管金・保

管物品出納簿の預託金現在高と決済用普通預金口座の預金現在高を照合すること。

(令8本部訓令2・一部改正)

(払出)

第22条 規則第20条第1項及び第3項の規定により、拾得金を払い出すときは、手元保管金から払い出して現金で支払うものとする。

(令8本部訓令2・一部改正)

(保管費の処理)

第23条 署長は、法第27条第1項の費用を領収したときは、遅滞なく保管費等受入通知書(様式第18号)により県に通知するものとする。

(埋蔵物の取扱い)

第24条 埋蔵物の提出を受けた署長は、当該物件が文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項に規定する文化財であると認めたときは、直ちに鳥取県知事(以下「知事」という。)に埋蔵文化財提出書(様式第19号)とともに、提出しなければならない。ただし、所有者が判明している場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、文化庁長官又は知事自らの発掘により埋蔵文化財の発見通知を受けたときは、遺失物の取扱いに準じて処理するものとする。

(県帰属物件等の取扱い)

第25条 署長は、法第37条第1項の規定により、所有権が鳥取県(以下「県」という。)に帰属した物件を県に引き継ぐときは、次の各号に掲げる期間内に、帰属物件引継書(様式第20号)、帰属調書(保管物品)(様式第21号)及び帰属調書(保管金)(様式第22号)により引き継ぐものとする。

- (1) 4月30日現在県に帰属している物件 5月中
- (2) 7月31日現在県に帰属している物件 8月中
- (3) 10月31日現在県に帰属している物件 11月中
- (4) 翌年1月31日現在県に帰属している物件 2月中
- (5) 署長が引き継ぐことを適当と認めた物件 その都度

2 前項の規定により、拾得金を払い出すときの取扱いについては、第22条と同様とする。

3 法第37条第1項第1号の規定により、所有権が国に帰属した拾得物件を国の行政機関等に引き継ぐときは、国帰属拾得物件引継書(様式第23号)及び帰属調書(国庫)(様式第24号)により警察本部長(以下「本部長」という。)を経由して引き継ぐものとする。

4 法第37条第2項の規定により、個人情報関連物件を廃棄したときは、個人情報関連物件廃棄伺い（様式第25号）によりその処分状況を明らかにしておくものとする。

（令8本部訓令2・一部改正）

（預り書の再交付の方法）

第26条 署長は、預り書を亡失、盗難又は破損したことを理由として、その交付を受けていた者から、拾得物件預り書再交付申請書（様式第26号）により再交付の申請があったときは、申請内容を調査し、拾得事実を確認の上、これを交付するものとする。

2 前項の規定により再交付を行った場合は、預り書の上部余白に「再発行」と朱書するとともに、控書の備考欄に再発行年月日及び預り書を再発行した旨を記載するものとする。

（令8本部訓令2・旧第28条繰上）

（置去物件の処理の方法）

第27条 署長は、提出物件を拾得物件として受理したのち、犯罪者の置去物件と認められるときは、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第221条の規定により、当該物件を司法警察職員に任意提出するものとする。

2 当該物件を被害者に返還するに当たっては、司法警察職員から直接還付することなく拾得物件の処理を行うべき署長に還付し、当該署長から被害者に返還するものとする。

（令8本部訓令2・旧第29条繰上）

（提出物件の処理が完結した場合の措置）

第28条 署長は、提出物件の処理を完結したときは、控書に「完結」と朱書するものとする。

（令8本部訓令2・旧第30条繰上）

（事故報告）

第29条 署長は、提出物件に係る事故があったときは、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。

- (1) 取扱者の職氏名
- (2) 事故の種別
- (3) 事故発生の日時、場所
- (4) 事故の物件の種類、数量
- (5) 事故の状況
- (6) 事故発生時の措置
- (7) その他参考事項

(令8本部訓令2・旧第31条繰上)

(計算報告書)

第30条 署長は、毎会計年度末に拾得物件出納計算書(様式第27号)を作成して、本部長に報告するものとする。

2 前項の報告書には、決済用普通預金通帳の現在高が確認できる部分の写し、手元保管高証明書(様式第28号)及び残高照合報告書(様式第29号)を添付するものとする。

(令8本部訓令2・旧第33条繰上・一部改正)

(検査方法)

第31条 本部長は、毎会計年度1回及び必要があると認めるときは、検査員を指定して拾得物件及び関係書類等を検査するものとする。

(令8本部訓令2・旧第34条繰上)

(引継ぎの方法)

第32条 署長の交代があったときは、発令日の前日をもって事務引継書(様式第30号)を作成し、引継ぎを行うものとする。

2 前項の引継ぎが終わったときは、事務引継書に第30条に規定する報告書を添付し、速やかに本部長に報告するものとする。

(令8本部訓令2・旧第35条繰上・一部改正)

(雑則)

第33条 署長は、手書き作成用の控書及び預り書の用紙を交番等に交付するときは、拾得物件控書用紙受払簿(様式第31号)を備え、その受払いの状況を明らかにしておくものとする。

2 本部長は、署長に拾得物件関係事項照会書(規則別記様式第9号)を払い出すときは、拾得物件関係事項照会書払出簿(様式第32号)により払い出しを行うものとする。

3 拾得物件関係事項照会書の交付を受けた署長は、拾得物件関係事項照会書管理簿(様式第33号)及び拾得物件関係事項照会書発件簿(様式第34号)を備え、その受払いの状況を明らかにしておくものとする。

(令8本部訓令2・旧第36条繰上・一部改正)

附 則

この訓令は、平成19年12月10日から施行する。

附 則(平成21年3月17日本部訓令第5号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月31日本部訓令第10号）

附 則（平成22年5月21日本部訓令第13号）

附 則（平成23年8月22日本部訓令第15号）

この訓令は、平成23年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日本部訓令第12号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月22日本部訓令第7号）

この訓令は、平成30年3月26日から施行する。

附 則（平成31年3月7日本部訓令第5号）

この訓令は、平成31年3月25日から施行する。

附 則（令和元年6月25日本部訓令第3号）

この訓令は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年12月13日本部訓令第7号）

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和2年3月24日本部訓令第7号）

この訓令は、令和2年3月24日から施行する。

附 則（令和2年12月14日本部訓令第26号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月24日本部訓令第28号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和2年12月24日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の改正前の規定に基づいて作成した様式は、この訓令の改正後の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則（令和4年3月11日本部訓令第6号）

この訓令は、令和4年3月15日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「鳥取県における」及び「の加盟地方団体」を削る部分に限る。）は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月7日本部訓令第8号）

この訓令は、令和5年3月7日から施行する。

附 則（令和7年1月16日本部訓令第1号）

この訓令は、令和7年3月3日から施行する。

附 則（令和8年1月20日本部訓令第2号）

この訓令は、令和8年3月2日から施行する。

別表（第2条、第4条、第20条関係）

交番に準じて取り扱う施設の指定等

施設名 (隊名)	送付の方法	指揮監督者
警察本部庁舎	鳥取警察署へ引き継ぐこと。	鳥取警察署長
運転免許課本課及び東部地区運転 免許センター	鳥取警察署へ引き継ぐこと。	鳥取警察署長
自動車運転免許試験場	倉吉警察署へ引き継ぐこと。	倉吉警察署長
西部地区運転免許センター	米子警察署へ引き継ぐこと。	米子警察署長
高速道路交通警察隊鳥取分駐隊	鳥取警察署へ引き継ぐこと。	鳥取警察署長
高速道路交通警察隊米子分駐隊	米子警察署へ引き継ぐこと。	米子警察署長

様式第1号（第4条関係）  
（表面）

現金	
物品	
取扱者 _____ 交番・駐在所 _____ 年 _____ 月 _____ 日 警察署 _____ 連番 _____ 番 現金受取票	
あなたから提出のあった拍買物を受領しました。 切取り線	
折り返し線（山折り）	
<h2 style="margin: 0;">現金収納袋</h2> <div style="border: 1px solid black; width: 30%; margin: 20px auto; padding: 10px; text-align: center;">                     透明部分                 </div>	

(裏面)

----- 切り取り線 -----																			
のりしろ																			
----- 折り返し線 (谷折り) -----																			
一連番号																			
受理番号	第 号	警察署	交番・駐在所																
受理日時	年 月 日 午前・後 時 分	取扱者氏名																	
日時	年 月 日 午前・後 時 分 ころ																		
拾得場所	にて拾得																		
拾得者住所・氏名	住所 氏名	電話番号等																	
現金	億	千	百	+	万	千	百	+	円	1万円札	枚	5000円札	枚	2000円札	枚	1000円札	枚	500円紙幣	枚
										100円紙幣	枚	50円紙幣	枚	10円紙幣	枚	5円紙幣	枚	1円紙幣	枚
物品																			
備考																			

様式第2号（第4条関係）

拾得物件・遺失物件取扱簿

受理 番号	拾得年月日	提出（交付）者住所氏名（名称）	拾得場所 遺失	物件 （種類及び数量等）	本署引渡 年月日	処理状況	署地域警 察幹部 （当直長） 確認欄	会計課 確認欄
	届出年月日							

(注) 1 遺失物件取扱簿と拾得物件取扱簿に分けて作成すること。

2 処理状況欄には、遺失者に還付又は拾得者に交付した場合はその旨、その他必要な事項を記載すること。

様式第3号（第9条関係）

### 拾得物件一覧簿

受理番号	記載日	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備考
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

特例施設占有者保管物件一覧簿

受理番号		記載日	月	日	保管の場所	名称 所在地
特例施設 占有者の 氏名又は 名称						電話番号その他の連絡先

番 号	物件の種類及び特徴	拾 得 日 時	拾 得 場 所	備 考
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		
		月 日 時 分		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

遺失届一覧簿

受理番号	受理日	物件の種類及び特徴	遺失日時	遺失場所	備考
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		
	月 日		月 日 時 分 月 日 時 分		

備考 1 備考欄には、その物件を遺失者に返還した場合等において、その旨及びその年月日その他必要な事項を記載すること。  
 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第6号（第15条関係）

署長	副署(次)長	会計課長	合議	主査

拾得物件保管(飼育)委託書兼受託書

1 拾得物件

受 理 番 号			
受 理 日		拾 得 日	
拾 得 場 所			
物品の種類、持徴 及 び 数 量	点		

2 保管(飼育)委託期間

年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) までの間

※ただし、警察からの連絡により、期間を短縮することがある。

3 保管(飼育)受託者

住所又は所在地	
氏名又は名称	
連 絡 先	

4 留意事項

- (1) 保管(飼育)受託者は、善良な管理者の注意をもって、各種法令等の定めに従い、責任をもって保管(飼育)すること。
- (2) 保管(飼育)受託者は、保管(飼育)中に破損、逸走等の事故があった場合や、やむを得ない事情により保管(飼育)できなくなった場合は、速やかに下記警察署に連絡すること。
- (3) 定めのない事項については、都度、保管(飼育)委託者と保管(飼育)受託者の間で協議の上、決定する。

年 月 日

保管(飼育)委託者

県

警察署長

保管(飼育)受託者

(拾得者との関係)

住所又は所在地

氏名又は名称

連絡先

【連絡先】

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

※ 副本を作成し、原本を委託者、副本を受託者がそれぞれ保管すること。

様式第7号(第15条関係)

拾得物件整理票

受 理 番 号		
受 理 日 時		
拾 得 者		
施設占有者名称		
物 品 の 種 類		
所 有 権	(拾得者)	現金
	(占有者)	
期 満 執 行 年 月 日		
保 管 情 報		(二次元 コード 位置)
備 考		

様式第8号（第16条関係）

署 長	副署（次）長	会計課長	合議	主査

伺、以下の拾得物件を処分することとしてよろしいか伺います。

拾 得 物 件 売 却 ( 処 分 ) 伺 書 年 月 日

受理番号		受理年月日	
物 件	種 類	特徴等（形状・模様・品質等）	
拾得年月日	年 月 日		
拾得場所			
拾 得 者 の 住 所 ・ 氏 名	住所又名所在地 〒		
	氏名又は名称	電話番号その他の連絡先	
売 却 ・ 処 分 理 由	<input type="checkbox"/> 当該物件が滅失し、又は毀損するおそれがある（法第9条第1項関係） <input type="checkbox"/> 当該物件が保管に過大な費用又は手数を要する（法第9条第1項関係） <input type="checkbox"/> 当該物件が政令で定める物に該当（法第9条第2項関係）		
	<input type="checkbox"/> 売却につき買受人がない（法第10条第1号関係） <input type="checkbox"/> 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たない（法第10条第2号関係） <input type="checkbox"/> 法第35条の所有権を取得することができない物件に該当（法第10条第3号関係） <input type="checkbox"/> その他売却することができない（法第10条第3号関係） （具体的理由 _____）		
備 考			

様式第9号（第16条関係）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

警察署長

拾得物件売却通知書

年 月 日にあなたから提出（交付）のあった拾得物件  
（ ）は、法定期間満了まで現品のまま保管することが  
困難ですので、遺失物法第9条第1項（第2項）の規定により売却し、その代金を拾得物件  
として保管することとなりましたので通知いたします。

なお、売却代金については、年 月 日（ ）までに遺失者が判明しなかつ  
たときは、あなたのものになります。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

-----  
(郵便番号)

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

様

様式第10号(第16条関係)

年 月 日  
(受理番号 )

様

警察署長

拾得物件処分通知書

年 月 日にあなたから提出(交付)のあった拾得物件  
( )は、法定期間満了まで現品のまま保管することが  
困難ですので、遺失物法第10条の規定により処分することとなりましたので通知いたします。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

-----  
(郵便番号)

(住所又は所在地)

(氏名又は名称) 様

様式第11号 (第17条関係)

署 長	副署(次)長	会計課長	合 議	主 査

物 件 換 価 伺 い

受理番号		受理年月日	
物 品	種 類	特 徴 (形状・模様・品質等)	点数
拾 得 年 月 日	年 月 日		
拾 得 場 所			
拾 得 者 の 住 所 ・ 氏 名 等	住所又は所在地		
	氏名又は名称	電話番号その他の連絡先	
換 価 理 由			
保管期間満了日	年 月 日		
換 価 期 限	年 月 日		
換 価 先			
換 価 年 月 日	年 月 日		
換 価 額	円		
官 職 ・ 氏 名			
備 考			

様式第12号（第18条関係）

（1 拾得者等費用・報労金有権かつ氏名等告知同意）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる物件（ ）を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、年 月 日までにあなたのもとの確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は次の費用等（が入っているもの）を遺失者に請求する権利を有しており、あなたがその返還を受ける場合は、その費用等を拾得者等に支払う義務があります。

この物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）

報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得された物件については、拾得者と施設占有者それぞれこの2分の1））

また、あなたに返還する際には、上記の義務の履行のため、拾得者等の氏名、住所等を告知するとともに、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、上記の支払義務を免れることができる（遺失物法第31条）ほか、氏名、住所等の告知もされません。

物件の返還を受けるときは、

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）

が必要になりますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

-----  
(郵便番号)

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

様

様式第12号（第18条関係）

（2 拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知不同意）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

警察署長

遺失物確認通知書

あなたのもと思われる物件（ ）を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、年 月 日までにあなたのもとの確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

物件の返還を受けるときは、

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）

が必要になりますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

-----  
(郵便番号)

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

様

様式第12号（第18条関係）

（3 拾得者等費用・報労金放棄権かつ氏名等告知同意）

年 月 日  
（受理番号

様

警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものと思われる物件（ ）を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、年 月 日までにあなたのものと確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）は、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意していることから、あなたのものと確認され、あなたが遺失者として返還を受けるときは、拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

物件の返還を受けるときは、

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）

が必要になりますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問い合わせ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

-----  
(郵便番号)

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

様

様式第12号（第18条関係）

（4 拾得者等費用・報労金失棄権かつ氏名等告知留保）

年 月 日  
（受理番号

様

警察署長

遺失物確認通知書

あなたのものと思われる物件（ ）を拾得物件として保管していますので、下記警察署までご連絡の上、確認に来てください。

なお、年 月 日までにあなたのものと確認できなかった場合は、この物件の所有権を失うこととなります。

この物件があなたのものと確認され、あなたが遺失者として返還を受けるとき、この物件を拾得した拾得者（施設内での拾得の場合は当該施設の占有者を含みます。以下「拾得者等」といいます。）が、遺失者に対して拾得者等の氏名、住所等を告知することに同意した場合は、あなたが拾得者等の氏名、住所等の告知を求めるかを確認します。

また、遺失者に対する氏名、住所等の告知に同意した拾得者等からの求めに応じ、遺失者であるあなたの氏名、住所等を告知します。

ただし、拾得者等が氏名、住所等を告知することに同意しなかったとき及びあなたが遺失物に関する権利を放棄し、遺失者として返還を受けないときは、氏名、住所等の告知はされません。

なお、物件の返還を受けるときは、

- ・ この通知書
- ・ 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）

が必要になりますのであらかじめご了承ください。

ご不明な点は、下記宛てにお問い合わせください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

-----  
(郵便番号)

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

様

様式第13号(第18条関係)

(1 費用、報労金有権かつ氏名等告知同意、かつ遺失者氏名等告知同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

警察署長

遺失者判明(返還)通知書

年 月 日にあなたから提出(交付)のあった拾得物件  
( )は、下記の方が遺失したものであると判明し、  
年 月 日返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには

拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)

報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得をした物件はその2分の1))

を遺失者に請求する権利がありますので、下記の遺失者と話し合いをしてください。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

遺失者

住所

氏名

連絡先

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

(郵便番号)

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

様

様式第13号(第18条関係)

(2 費用、報労金有権かつ氏名等告知同意、かつ遺失者氏名等告知不同意)

年 月 日  
(受理番号 )

様

警察署長

遺失者判明(返還)通知書

年 月 日にあなたから提出(交付)のあった拾得物件  
( )は、遺失者が判明し、年 月 日  
返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには

- 拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用(遺失物法第27条)
- 報労金(遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額(施設内で拾得をした物件はその2分の1))

を遺失者に請求する権利があります。遺失者から連絡があった場合は、支払いについて話し合いをしてください(連絡がないときは、下記お問合せ先までご連絡ください)。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

※ 既に遺失者との話し合いがなされている場合は、通知書が行き違いになりましたこと、ご容赦ください。

(郵便番号)

(住所又は所在地)

(氏名又は名称) 様

様式第13号（第18条関係）

（3 費用、報労金有権（又は留保）かつ氏名等告知留保）

年 月 日  
（受理番号 ）

様

警察署長

遺失者判明（返還）通知書

年 月 日にあなたから提出（交付）のあった拾得物件  
（ ）は、遺失者が判明し、年 月 日  
返還いたしました。ご協力ありがとうございました。

なお、遺失物法の規定により、あなたには

拾得物件の提出、交付及び保管に要した費用（遺失物法第27条）

報労金（遺失物法第28条。物件価格の5%から20%までの額（施設内で拾得をした物件はその2分の1））

を遺失者に請求する権利があります。

上記の費用等を請求される場合は、遺失者と話し合いをする必要があるため、あなたの氏名、住所、連絡先を遺失者にお伝えすることに同意していただく必要があります。同意の有無について、下記お問合せ先までご連絡ください。

なお、物件が遺失者に返還された後1か月を経過したときは、請求することができませんのでご注意ください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

（郵便番号）

（住所又は所在地）

（氏名又は名称）

様

様式第14号（第18条関係）

年 月 日  
(受理番号 )

様

警察署長

権利取得通知書

年 月 日にあなたから提出（交付）のあった拾得物件  
（ ）は、遺失者が判明しなかったため、あなたがこの物件の所有権を取得しました。つきましては、下記の要領により、受取にきてください。  
なお、年 月 日（ ）までに受け取らないときは、この物件の所有権を失いますので、ご注意ください。

あなたには、この物件の交付、提出又は保管について費用を要した者が他にある場合には、遺失物法の定めにより、これを償還する義務があります。

ご不明な点は、下記お問合せ先に連絡してください。

- 1 引渡し手続を行う場所、取扱時間等  
下記「お問合せ先」に同じ
- 2 持参するもの
  - (1) 拾得物件預り書及び拾得物件預り書別紙（拾得物件提出時に交付されている場合）
  - (2) 本通知
  - (3) 住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）
    - ※ 代理人が受け取る場合は、上記(1)又は(2)と併せて次のものを持参してください。
      - 委任状（拾得物件預り書の下部にある委任状欄を使用することもできます。）
      - 代理人の住所、氏名等を確認できる身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号カード）等）

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地  
電話番号  
受付時間

-----  
(郵便番号)

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

様

様式第 15 号 (第 18 条関係)

年 月 日  
(受理番号 )

様

警察署長

費用請求権通知書

年 月 日にあなたから提出 (交付) のあった拾得物件

( ) は、遺失者に返還できませんでした。

あなたには遺失物法の定めにより、あなたがこの物件の提出、交付又は保管に費用を要した場合には、この物件を受け取る者 (あなたが物件を交付した施設占有者・あなたに物件を交付した拾得者) にこれを請求する権利がありますので通知します。

ご不明な点は、下記お問合せ先に連絡してください。

◎ お問合せ先

警察署会計課

所在地

電話番号

受付時間

-----  
(郵便番号)

(住所又は所在地)

(氏名又は名称)

様

様式第16号 (第21条関係)

署 長	副署(次)長	会計課長	合 議	主 査

日 計 表

年 月 日 分

県 警察署

1 遺失届

	件数	点数	金額
受理 (新規登録)	件	点	円
修正登録	件		
削除登録	件		
処理結果登録	件	点	円
処理結果削除登録	件		

2 拾得届

(1) 警察署保管

	件数	点数	金額
受理 (新規登録)	件	点	円
修正登録	件		
削除登録	件		
払出	件	点	円
返還	件	点	円
引渡し	件	点	円
売却	件	点	円
換価	件	点	円
処分	件	点	
個人情報関連物件廃棄	件	点	
帰属処理	件	点	円
帰属処理 (国)	件	点	
司法処分	件	点	円
その他	件	点	円
払出解除登録	件		

(2) 特例施設占有者保管

	件数	点数	金額
受理 (新規登録)	件	点	円
修正登録	件		
削除登録	件		

3 現在高

(1) 現金

ア 手元現金  
  現金  
  任意提出  
イ 預託

円  
円  
円  
円

(2) 物品

点

4 特異情報

遺失/ 拾得の別	受理番号	特異情報 1	特異情報 2 (詳細)

ほか 件



様式第18号（第23条関係）

保 管 費 等 受 入 通 知 書

年 月 日

警 察 署 長 殿

警察署長

氏 名



遺失物法（平成18年法律第73号）第27条第1項の規定による保管費等を、以下のとおり受入れ  
しましたので通知します。

金 額	
差 出 人 住 所 名 氏 名	
事 由	
備 考	

様式第19号（第24条関係）

発第 号 年 月 日	
埋 藏 文 化 財 提 出 書	
鳥取県知事 様	
警察署長 	
下記物件を文化財保護法（昭和25年法律第214号）第101条の規定に基づき、埋藏文化財と認められるので現品を添えて提出します。	
物 件 の 名 称 （種 別）	数 量
発 見 者 の 住 所 、 氏 名	
発見した土地又は家屋等の所有者の住所、氏名	
発 見 の 年 月 日	
発 見 の 場 所	
発 見 の 原 因	
発見した土地又は家屋等の所有権を取得した年月日	
所有権が判明しないで公告後6か月を経過し、鳥取県知事に引き継ぐ日	
備 考	

様式第 20 号 (第 25 条関係)

帰属物件引継書		決 裁	年 月 日	
		起 案	年 月 日	
署 長	副署 (次) 長	会計課長	合 議	主 査
遺失物法第37条の規定により 年 月 日までに県に帰属 した保管金及び保管物を次のとおり県に引き継いでよいか伺います。				
保 管 金	¥	内訳別添拾得物件帰属調書のとおり		
保 管 物	以下 点			
備 考				
引 継 (領 収)				
区 分	年 月 日	拾得物件出納簿手入済	出納員 受領印	
保 管 金	年 月 日	㊟	印	
保 管 物	年 月 日	㊟		





様式第23号（第25条関係）

発 第 号  
年 月 日

（国の行政機関の長）

殿

警 察 署 長 印

国 帰 属 拾 得 物 件 引 継 書

下記物件を遺失物法（平成18年法律第73号）第37条第1項第1号の規定により引き継ぎます。

記

物 件 名 等	名 称（種 類 及 び 形 状 等）		数 量
受 理 番 号		受 理 年 月 日	年 月 日
拾 得	日 時		
	場 所		
拾 得 者	住 所		
	氏 名		
帰 属 年 月 日			
上記の物件を引き継ぎました。 年 月 日 (国の行政機関の長) 警 察 署 長 殿 印			

様式第24号 (第25条関係)

帰属調書 (国庫)

分

県 警察署

No.	受理番号	受理 年月日	期満失効 年月日	拾得者 所有権	物品の種類	点数	備考
合計							

上記のとおり相違ありません。

警察署長

様式第25号 (第25条関係)

署 長	副署(次)長	会計課長	合 議	主 査

個人情報関連物件廃棄伺い

受理番号			受理年月日		
物 品	種 類	特 徴 (形状・模様・品質等)			点数
拾 得 年 月 日			年 月 日		
拾 得 場 所					
拾 得 者 の 住 所 ・ 氏 名 等	住所又名所在地				
	氏名又は名称		電話番号その他の連絡先		
廃 棄 理 由	<input type="checkbox"/> 遺失物法第35条第2号から第5号に該当する物件であり、すべての遺失者 がその有する権利を放棄したもの <input type="checkbox"/> 遺失物法第35条第2号から第5号に該当する物件であり、公告後3箇月 以内に遺失者が判明しないもの				
遺失者権利放棄日			年 月 日		
保管期間満了日			年 月 日		
廃 棄 年 月 日			年 月 日		
廃 棄 方 法					
官 職 ・ 氏 名					
備 考					

様式第26号（第26条関係）

再 発 行	可 否	署長	副署(次)長	会計課長	合議	主査

拾得物件預り書再交付申請書

年 月 日

住所

氏名

㊟

警察署長 殿

つぎのとおり、拾得物件預り書を亡失（破損）しましたので、再交付くださるよう申請します。

預 り 書 の 明 細	拾得届出年月日	年 月 日
	拾 得 物 件	
	拾 得 月 日 時	年 月 日 時
	場 所	
	そ の 他	
	亡失等月日時	
	場 所	
	亡失等の状況 〔詳しく記入 すること〕	
	備 考	

様式第27号（第30条関係）

年 月 日

県 警察署長

拾得物件出納計算書（ 年度）

自 年 月 日

至 年 月 日

区 分	保 管 金	保 管 物 品	備 考
前年度（前月）繰越	円	点	
当年度（当月）受入	円	点	
拾得金	円	点	
売却・換価	円		
当年度（当月）払出	円	点	
返還	円	点	
引渡し	円	点	
売却・換価		点	
処分		点	
個人情報関連物件廃棄		点	
帰属処理	円	点	
司法処分	円	点	
その他	円	点	
翌年度（翌月）繰越	円	点	至が月の末日でない場合は翌日繰越高

様式第28号 (第30条関係)

手 元 保 管 高 証 明 書

手 元 保 管 高    ¥-----

年    月    日現在における手元保管高は上記のとおりであることを証明します。

年    月    日

警察署長

氏名



様式第29号（第30条関係）

残 高 照 合 報 告 書

年 月 日現在

拾得物件出納簿残 ￥

未処理控書残 ￥

差引過（△）不足額 ￥

上記のとおり相違ありませんので報告します。

年 月 日

警察署長

氏名



事 務 引 継 書

1 保管金

前年度末 繰越高	本年度 (引継時まで)		現在高		備考
	受入高	払出高	現金	預金	
円	円	円	円	円	

2 保管物品

前年度末 繰越高	本年度 (引継時まで)		現在高			備考
	受入高	払出高	保管委託	任意提出	鑑査中	
点	点	点	点	点	点	点

3 簿冊 拾得関係出納簿 冊

上記のとおり引継ぎを終わりました。

年 月 日

県 警察署長

前任者 印

後任者 印



様式第32号 (第33条関係)

拾得物件関係事項照会書払出簿

払出月日	一連番号		合計	払出先	払出者	受領者	備考
	始まり	終わり					
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							
/							

様式第33号 (第33条関係)

拾得物件関係事項照会書管理簿

照会書番号	配布年月日	配 布 先	受領者	備 考
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			
	・ ・			

様式第34号 (第33条関係)

拾得物件関係事項照会書発件簿

照会書番号	文書番号	照会年月日	照会先	担当者	発出方法	備考
	第 号	・ ・				
	第 号	・ ・				
	第 号	・ ・				
	第 号	・ ・				
	第 号	・ ・				
	第 号	・ ・				
	第 号	・ ・				
	第 号	・ ・				
	第 号	・ ・				
	第 号	・ ・				

注 1 担当者欄には、照会担当者名を記載すること。  
2 発出方法欄には、「送付」、「持参」等の方法を記載すること。  
3 備考欄には「誤記廃棄」、「未使用廃棄」等の処理結果等を記載すること。

様式第1号 (第4条関係)

様式第2号 (第4条関係)

様式第3号 (第9条関係)

様式第4号 (第9条関係)

様式第5号 (第9条関係)

様式第6号 (第15条関係)

様式第7号 (第15条関係)

様式第8号 (第16条関係)

様式第9号 (第16条関係)

様式第10号 (第16条関係)

様式第11号 (第17条関係)

様式第12号 (第18条関係)

(令8本部訓令2・全改)

様式第13号 (第18条関係)

様式第14号 (第18条関係)

(令8本部訓令2・全改)

様式第15号 (第18条関係)

様式第16号 (第21条関係)

様式第17号 (第21条関係)

様式第18号 (第23条関係)

様式第19号 (第24条関係)

様式第20号 (第25条関係)

様式第21号 (第25条関係)

様式第22号 (第25条関係)

様式第23号 (第25条関係)

様式第24号 (第25条関係)

様式第25号 (第25条関係)

様式第26号 (第26条関係)

(令8本部訓令2・一部改正)

様式第27号 (第30条関係)

(令8本部訓令2・一部改正)

様式第28号 (第30条関係)

(令8本部訓令2・旧様式第29号繰上・一部改正)

様式第29号 (第30条関係)

(令8本部訓令2・旧様式第30号繰上・一部改正)

様式第30号 (第32条関係)

(令8本部訓令2・全改)

様式第31号 (第33条関係)

(令8本部訓令2・旧様式第32号繰上・一部改正)

様式第32号 (第33条関係)

(令8本部訓令2・旧様式第33号繰上・一部改正)

様式第33号 (第33条関係)

(令8本部訓令2・旧様式第34号繰上・一部改正)

様式第34号 (第33条関係)

(令8本部訓令2・旧様式第35号繰上・一部改正)